

## 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

### 1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

### 2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 工事全体を通じて、「施工体制」や「施工状況」などの工事実施状況等を確認のうえ、評定するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－3により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

### 3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事事務及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 契約不適合責任期間中に契約不適合が発覚した場合

### 4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙－4により工事検査課長に報告するものとする。

### 5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

### 6 附則

この通知は、令和7年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。



工事名				工事番号		
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>評価理由</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"></div>					
	細別	a	b	c	d	e
	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他：</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>評価理由</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"></div>						

考査項目・細別	評価対象項目 (2/2)
■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> ④酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:
■施工管理関係	<input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
■その他  (最大 7点) 評点計 0点	<p>&lt;新技術活用&gt;※本項目は2点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> ①受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用 <p>&lt;建設キャリアアップシステム活用工事&gt;※本項目は1点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> ②建設キャリアアップシステムの活用 <input type="checkbox"/> <週休2日推進工事>※本項目で加点する場合は、現場閉所(現場休息)率に応じて、1、2点のいずれかとする。 <input type="checkbox"/> ③月単位の週休2日以上 <input type="checkbox"/> ④通期の週休2日以上 <input type="checkbox"/> <その他> <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由: <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。  
 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。  
 ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。  
 ※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術又は静岡県登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

## 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

### 1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

### 2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 工事全体を通じて、「施工体制」や「施工状況」などの工事実施状況等を確認のうえ、評定するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－3により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

### 3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事事務及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 契約不適合責任期間中に契約不適合が発覚した場合

### 4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙－4により工事検査課長に報告するものとする。

### 5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

### 6 附則

この通知は、令和7年10月1日以降に設計積算を行う工事について運用するものとする。



## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

工事名					工事番号	
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> その他：</li> </ul> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p>評価理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価</div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto;"></div> </div> </div>					
	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</li> <li><input type="checkbox"/> その他：</li> </ul> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p>評価理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価</div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto;"></div> </div> </div>						

審査項目・細別	評価対象項目 (2/2)		
<p>■安全衛生関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>		
<p>■施工管理関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>		
<p>■その他</p> <p>(最大 7点)</p> <table border="1" data-bbox="353 1029 454 1106"> <tr> <td>評価計</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </table>	評価計	0点	<p>&lt;新技術活用&gt;※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用</p> <p>&lt;建設キャリアアップシステム活用工事&gt;※本項目は1点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 建設キャリアアップシステムの活用</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
評価計			
0点			

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点点評価とする。
- ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 施工合理化技術(ブレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。
- ※6. 審査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。  
さらに、当該技術がNETIS登録技術又は静岡県登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。